

29	(16)項口	(16)項イ以外の 存する複合用途防火対象物		
消火器	消令10 消則 6	各用途部分の設置基準 による	1 少量危険物、指定可燃物の貯蔵施設 2 変圧器等の電気設備のある場所 3 ボイラー、乾燥室等その他多量の火気を使用する場所	
大型消火器	消則 7	指定可燃物500倍以上		
屋内消火栓設備	消令11	各用途部分の設置基準による	指定可燃物	
			750倍 (可燃性液体類を除く)	
SP設備	消令12		11階以上	指定可燃物
			全部 (特定用途は全階設置)	1,000倍以上
水噴霧、泡、CO2 等	消令13 ~18		1.屋上部分のヘリ発着場等 2.道路の用に供される部分で床面積が屋上部分で600㎡以上それ 以外の部分400㎡以上 3. 自動車の修理又は整備の用に供する部分の床面積が地階又 は2階以上200㎡以上、1階500㎡以上 4. 駐車に供する部分の床面積が、地階又は2階以上200㎡以上、 1階500㎡以上、 屋上300㎡以上 5. 昇降機等の機械装置による駐車場で車両収容台数10台以上 6. 電気室又はボイラー室等で床面積200㎡以上 7. 通信機器室で床面積500㎡以上	
			指定可燃物1000倍以上	
屋外消火栓設備	消令19			
動力消防ポンプ 設備	消令20		1. 地下街を除く屋内消火栓設備の設置を要する防火対象物又は その部分 2. 屋外消火栓設備の設置を要する防火対象物	
自動火災報知設 備	消令21	各用途部分の設置基準による	指定可燃物	
			500倍以上	
			1. 地階、無窓階、3階以上で床面積300㎡以上 2. 道路の用に供される部分で床面積が屋上部分で600㎡以上、そ れ以外の部分400㎡以上 3. 駐車に供する階のうち、地階又は2階以上で床面積200㎡以上 4. 11階以上の階 5. 通信機器室で床面積500㎡以上	

ガス漏れ火災警報設備	消令21の2		温泉設備		
			全部		
漏電火災警報器	消令22	各用途部分の設置基準による	契約電流	設置要件 鉄網入りの壁又は、床又は、天井(下地材が準不燃材以外)で造られた建物に限られる。	
			50Aを超える		
消防機関へ通報する火災報知設備	消令23	各用途部分の設置基準による	緩和条件 1. 消防機関から著しく離れた場所 2. 消防機関から歩行距離500m以下の近い場所 3. 電話がある。		
非常警報設備	消令24	一般	地階、無窓階		
		収容人員50人以上	収容人員20人以上		
			放送設備(ベル又はサイレン)		
			地階を除く階数が11以上又は地階の階数が3以上の場合に設置		
避難器具	消令25		3階以上の階のうち、当該階から避難階又は、地上に直通する階段が2以上設けられていない階で収容人員10人以上		
誘導灯	消令26	避難口誘導灯	通路誘導灯		誘導標識
		地階、無窓階、11階以上			全部
排煙設備	消令28				
連結散水設備	消令28の2				
連結送水管	消令29		1. 地階を除く階数が7以上 2. 地階を除く階数5以上で延べ面積6,000㎡以上 3. 道路の用に供される部分を有するもの		
非常用コンセント設備	消令29の2	地階を除く11階以上			
消防用水	消令27	敷地20,000㎡以上で1階、2階の床面積合計			高さ31m以上
		耐火15,000㎡以上 準耐火10,000㎡以上 その他5,000㎡以上 * 消令第9条の規定により、(1)～(15)項のいずれかの用途が含まれているので、(1)～(15)項と同じとして捉える。			地階を除き、延べ25,000㎡以上